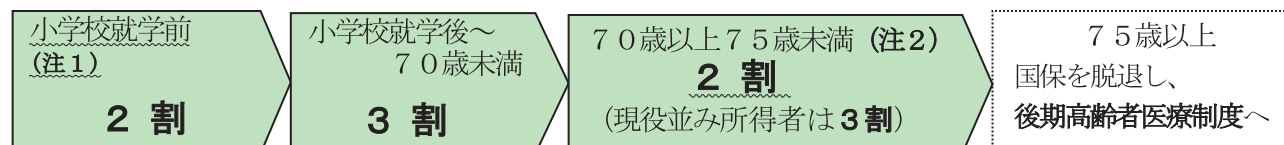


★ 限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新勧奨は令和6年度で終了しました。

オンライン資格確認の普及に伴い、例年7月初旬に行っていた限度額認定証等の更新勧奨については、長期入院の認定を受けている方を除き、令和6年度を以て終了しました。

自己負担割合



(注1) 小学校就学前の3月31日まで。

(注2) 70歳の誕生日の翌月1日（1日が誕生日の方は誕生日）から

資格情報のお知らせ・資格確認書の有効期限

★ 資格情報のお知らせ・資格確認書の有効期限は、

令和8年7月31日です。

ただし、次の場合、**有効期限が通常より短いことがあります。**

国保から後期高齢者医療制度に切り替わる場合

令和7年8月2日から令和8年7月31日までの間に75歳になる方の有効期限は、**75歳の誕生日の前日**です。有効期限後は国保を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

誕生日までに広島県後期高齢者医療広域連合より資格確認書を郵送します。

70歳になる場合

令和7年8月2日から令和8年7月31日までの間に70歳になる方の有効期限は、**70歳の誕生日の属する月（1日生まれの方はその前月）の末日**です。70～74歳の方の保険証には、一部負担金割合が記載されます。

有効期限が切れる前に負担割合を記載した「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」を郵送します。

学生用の
資格情報のお知らせ・資格確認書

修学のために東広島市から転出し、特例で東広島市の国民健康保険に加入している方の有効期限は、**令和8年3月31日**です（今年度卒業予定の方のみ）。来年度も同一校に修学予定の方の有効期限は、通常の有効期限となります。

外国人で在留期間が切れる場合

外国人の方で、令和7年8月1日から令和8年7月31日までの間に在留資格が切れる方の有効期限は、在留資格の満了日の翌日までです。在留期間の更新後、有効期限を更新する必要があります。

有効期限が違うケース	対象者	被保険者証の有効期限
	昭和25年8月2日～ 昭和26年7月31日生まれの方	75歳の誕生日の前日
	昭和30年8月2日～ 昭和31年7月1日生まれの方	70歳の誕生日（1日生まれの方はその前月）の末日
	令和8年7月31日までに在留資格が切れる外国人の方	在留資格満了日の翌日
	令和8年3月で卒業予定の学生の方（マル学）	令和8年3月31日

一部負担金(病院等の窓口負担)の減免

国保被保険者が医療機関へ入院する必要があるが、世帯主又は被保険者が災害や失業、干ばつ等による不作不漁等により、その生活が一時的に著しく困窮し、当該世帯の所有する資産等の活用を図ったにもかかわらず、医療機関での一部負担金の支払いが困難である場合、原則、事前申請により一部負担金の免除、減額、徴収猶予を受けることができます。

オンライン資格確認について

★オンライン資格確認とは

医療機関や薬局が窓口で患者から提示されたマイナ保険証や資格確認書をもとに、加入している健康保険の資格情報等をオンラインで確認できる仕組みのことです。

★オンライン資格確認でできること

●マイナ保険証で健康保険資格が確認できる

マイナ保険証を利用すると、就職や転職、引っ越しをしてもマイナンバーカードで受診できます。ただし、保険者への加入・脱退の手続きはこれまでどおり必要です。

手続きからオンライン資格確認へ情報が反映されるまで数日かかります。手続き後すぐに受診されたときは資格情報のお知らせや資格確認書を確認してください。

●限度額適用認定証等の情報が確認できる

患者が高額療養費制度の活用を希望する場合^{※1}、以下の書類の情報を確認することができます。患者が資格確認書を持参した場合でも、情報を確認することができますが、特定疾病療養受療証の情報のみマイナ保険証が必要です。

- ・ 限度額適用認定証
- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証^{※2}
- ・ 特定疾病療養受療証^{※3}（マイナ保険証を使用した場合のみ）

こども医療、ひとり親家庭等医療、重度障害者医療等の受給者証は、これまでどおり必要です。

※1 患者が資格確認書を持参した場合は、口頭にて意思確認を行います。

※2 非課税世帯（適用区分「オ」または「区分Ⅱ」）で長期入院（入院日数 90 日超）に該当するときはこれまでどおり申請が必要です。手続きからオンライン資格確認への反映まで数日かかることがありますので、手続き後すぐに受診されたときは限度額適用・標準負担額減額認定証を確認してください。

※3 特定疾病療養受療証の事前申請はこれまでどおり必要です。手続きからオンライン資格確認への反映まで数日かかることがありますので、手続き後すぐに受診されたときは特定疾病療養受療証を確認してください。

オンライン資格確認のよくあるご質問

Q 1. オンライン資格確認で最新の健康保険資格が確認できない。

A 1. 手続き後すぐに受診した場合などは、最新の資格情報が反映するまでに 5 日程度（土日祝日除く）かかるため、被保険者へ交付している各証をご確認ください。

最近、加入手続きを行った	➡	資格情報のお知らせ、資格確認書
70 歳到達、世帯構成の変更があった	➡	
長期認定の申請を行った	➡	限度額適用・標準負担額減額認定証
特定疾病療養受療証の申請を行った	➡	特定疾病療養受療証

Q 2. 以前から国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方の健康保険資格が確認できない。または、有効期限切れなど、過去の情報しか確認できない。

A 2. 直近で世帯状況が変わったことにより、被保険者番号等が変更となっている可能性があります。Q 1 と同様に情報が反映するまでに時間がかかるため、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をご確認下さい。

また、氏名の変更等があった場合に、一時的にシステム上のエラーが発生し、資格情報が参照できないケースがあります。数日でエラーは解消しますが、お急ぎの場合には、国保年金課までお問い合わせください。

Q 3. 氏名や住所の一部の文字が「●」になっている。

A 3. 一部の文字は、オンライン資格確認システムで表示することができないため「●」に置き換えられています。資格情報のお知らせ等を確認いただき、その他の正しく表示されている情報が合致していれば問題はありません。

その他の文字化けについては、導入されているシステムにより原因や対処方法が異なりますので、システムベンダーやオンライン資格確認等コールセンターへお問い合わせください。

Q 4. 資格情報を確認したところ「特別療養」と表示されている。

A 4. 納期限から 1 年以上経過した国民健康保険税に滞納がある世帯の被保険者は、「特別療養」と表示されることがあります。医療費を一旦 10 割負担していただき、被保険者が市役所で保険負担分の支給申請を行う必要があります。

詳細は P 8 「3 国民健康保険 資格確認書（特別療養）」をご確認ください。

【お問合せ先】

○国民健康保険・後期高齢者医療制度の資格情報について

東広島市役所 健康福祉部 国保年金課

TEL : 082-420-0933

○オンライン資格確認の操作や運用等について

医療機関等向け総合ポータルサイト

URL : https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top

オンライン資格確認等コールセンター

TEL : 0800-080-4583

1 国民健康保険（資格情報のお知らせ）

【白色】

●資格情報のお知らせの様式

東広島市の保険者番号は「340588」です。

資格情報のお知らせの有効期限

被保険者の氏名

【70歳以上の方のみ表示】
窓口での自己負担割合
P3 自己負担割合 参照

【70歳以上の方のみ】
記載の負担割合が適用された期日

交付年月日

資格情報のお知らせ
令和 7年8月1日 発行
交付者：東広島市
保険者番号：340588
有効期限 令和8年7月31日

記号 広58 番号 99999999 (枝番) 01
氏名 東広島 太郎
負担割合 2割 発効期日 令和7年8月1日

見本

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

●有効期間（P3「資格情報のお知らせ・資格確認書の有効期限」参照）

資格情報のお知らせの有効期間は、カードの右上に記載の「有効期限」までです。診察時には必ず確認してください。

●資格情報のお知らせの使用方法

オンライン資格確認で正しい資格情報が確認できない以下のような場合に、マイナンバーカードとあわせて提示を受けることで保険請求することができます。

- ・システム障害
- ・健康保険の加入手続き後、すぐに受診した
- ・70歳到達等で負担割合が変更になった

●資格情報のお知らせ交付時の様式について

資格情報のお知らせは、A4サイズで交付します（右図）。右下の部分を取り取って使用します。

また、資格情報のお知らせに記載されている二次元コードからマイナポータルにログインすることで、健康保険の資格情報を確認・ダウンロードすることができます。

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、「資格情報のお知らせ」又はマイナポータルからダウンロードした「健康保険の資格状況画面」を、マイナ保険証とともに提示することで受診できます。

この部分を切り取って使用します。

令和7年8月1日

739-9901
広島県東広島市西条栄町8番29号
東広島市役所内
東広島 太郎 様

(お問い合わせ先)
東広島市 健康福祉部 国民年金課 国民健康保険課
東広島市西条栄町8番29号
TEL 0821-420-9923

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	広58	番号	12345678 (枝番) 01
氏名	東広島 太郎		
フリガナ	ヒロシマ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ表示)	2割		
発効期日	令和〇年〇月〇日		
適用期限年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和7年8月1日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下記の取り取り箇所も同様）
スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで受診することができます。
（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。）

資格情報のお知らせ
令和 7年8月1日 発行
交付者：東広島市
保険者番号：340588
有効期限 令和8年7月31日
記号 広58 番号 12345678 (枝番) 01
氏名 東広島 太郎
負担割合 2割 発効期日 令和7年8月1日
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

2 国民健康保険（資格確認書） 【水色】

●資格確認書の様式

資格情報のお知らせの有効期限	有効期限 令和8年7月31日 発行期日 令和7年8月1日
【70歳以上の方のみ】 記載の負担割合が適用された期日	氏 名 東広島 太郎
被保険者の氏名	生 年 月 日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男 適用開始年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 負担割合 2割 交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【70歳以上の方のみ表示】 窓口での自己負担割合	世帯主氏名 東広島 一郎
東広島市の保険者番号は 「340588」です。	住 所 広島県東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所内 保険者番号 340588 交付者名 東広島市

●有効期間（P3「資格情報のお知らせ・資格確認書の有効期限」参照）

資格確認書の有効期間は、カードの右上に記載の「有効期限」までです。診察時には必ず確認してください。

●負担割合（P3「自己負担割合」参照）

- ① ②～③以外の保険診療の費用・・・3割
- ② 小学校就学前まで・・・・・・・・・・2割
- ③ 70歳の誕生日の翌月以降・・・・2割または3割（資格確認書に示す割合）
（1日生まれの場合は誕生月以降）

●擬制世帯主について

国民健康保険の資格確認書は世帯主に交付されます。

国保の資格がない世帯主を「擬制世帯主（通称：擬主）」といい、国保に加入してなくても資格確認書の世帯主氏名欄に氏名が記載されます。

加入者は、必ず券面の「氏名」欄で確認してください。

●資格確認書の再交付

資格確認書を再交付した場合には、資格確認書に再交付の印を押しています。交付年月日欄には再交付した日付が記載されます。

ここに名前のある人が国保の給付を受けられる人です。	氏 名 東広島 太郎
「再交付」印を押しています。	再交付
擬制世帯主であっても、世帯主氏名欄に記載されます。	世帯主氏名 東広島 一郎

3 国民健康保険 資格確認書（特別療養） 【薄緑色】

資格確認書（特別療養）は、従来の資格証明書と同じ役割の書類です。国民健康保険の加入者であることを証明する書類ですが、医療費はいったん10割負担していただきます。通常の資格確認書と同様に一人に一枚交付されます。

●資格確認書（特別療養）の様式

A4サイズの改ざん防止用紙で交付します。

従来の保険証や資格確認書とはサイズが異なりますのでご注意ください。

（特別療養）と記載しています。

被保険者の氏名

●医療機関での取扱い

○医療機関は医療費の10割を徴収してください。

○領収書を発行し、「特別療養費」の申請（※）について説明してください。

（※）資格確認書（特別療養）で受診したときの保険負担分の支給に関しては、被保険者が市に申請した後、被保険者本人に対して支給できるかどうかを審査することになります。領収書を持って市へ申請していただくよう、説明をお願いします。

国民健康保険資格確認書 （特別療養）	
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日	
記号 広58 番号 99999999 (枝番) 01	性別 男
氏名 東広島 太郎	生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
資格取得年月日 平成〇〇年〇月〇日	世帯主氏名 東広島 太郎
住所 東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所内	保険者番号並びに 保険者の名称及び印 見本 公印

●レセプト作成上の注意

○右上余白に朱書きで「特別療養費」と記載してください。

○通常のレセプトと別に綴り、総括表をつけてください。

○請求書は不要です。

○国保連合会へ送付してください。

●マイナ保険証を持っている方の「特別療養費」について

○オンライン資格確認システムにおいて、「特別療養」と表示されます。

○取扱いは、資格確認書（特別療養）で受診した場合と同じです。

○対象者には、特別療養費の支給対象であることを記載した、資格情報のお知らせを交付します。

（特別療養）と記載しています。

被保険者の氏名

資格情報のお知らせ（特別療養）	
令和7年8月1日 発行	
交付者：東広島市	
保険者番号：340588	
有効期限 令和8年7月31日	
記号 広58 番号 99999999 (枝番) 01	氏名 東広島 太郎
この書面で診療を受ける場合は、診療費用の全額を支払っていただきます。	
受診の際にはマイナ保険証が आवश्यकです	

4 国民健康保険(限度額適用・標準負担額減額認定証)

●70歳未満の人 【オレンジ色】【緑色】

70歳未満の人の国保被保険者用の限度額適用・標準負担額減額認定証は適用区分の違いによって次の種類があります。

①限度額適用認定証

適用区分	自己負担限度額(月額)	過去12か月で4回目以降の自己負担限度額(多数回該当)
ア	252,600円＋ (医療費総額－842,000円)×1%	140,100円
イ	167,400円＋ (医療費総額－558,000円)×1%	93,000円
ウ	80,100円＋ (医療費総額－267,000円)×1%	44,400円
エ	57,600円	44,400円
オ	35,400円	24,600円

②標準負担額減額認定証

『適用区分オ』の人は、入院時の食事代の標準負担額(一食510円)が減額されます。

☆ 入院時食事代の負担

入院日数が 90日以下・・・240円

90日超・・・190円(長期認定)※

証の有効期限は毎年7月31日となっています。(一部例外あり)。

適用区分が表記されます。

長期認定の人には、**保険者印**があります。必ず確認してください。

適用区分ア～エの認定証 オレンジ色

適用区分オの認定証 緑色

※「長期認定」: 適用区分『オ』『Ⅱ』で、かつ過去1年間に減額認定の適用を受けて入院した日数が90日を超える場合、対象者(世帯主)からの申請により認定するものです。必ず該当年月日と**保険者印**があることを確認して適用してください。該当年月日は、基本的に申請日の翌月1日です。

● 70歳以上75歳未満の人 【オレンジ色】【緑色】

世帯内の世帯主および国保被保険者が全員非課税の人、及び『住民税課税所得が145万円以上690万円未満の70歳以上75歳未満の国保被保険者』がいる世帯の人が申請をされた際に、こちらの証を交付しています。

証の有効期限は毎年7月31日となっています。(ただし、後期高齢者医療保険に移行する人は該当日の前日となります)

適用区分が表記されます。

長期認定の人には、**保険者印**があります。必ず確認してください。

現役並み所得者 I, II の認定証 オレンジ色

区分 I, II の認定証 緑色

☆認定証を使用しない場合

一部負担割合	自己負担限度額 (月額)		過去 12 か月で 4 回目以降の自己負担限度額 (多数回該当)	入院時食事代 (1 食あたり)
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)		
3 割	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%		140,100 円	510 円
2 割	18,000 円※	57,600 円	44,400 円	510 円

※年間 (8 月～翌年 7 月) 上限 144,000 円

☆認定証を使用した場合

適用区分	自己負担限度額 (月額)		過去 12 か月で 4 回目以降の自己負担限度額 (多数回該当)	入院時食事代 (1 食あたり)
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)		
現役並み所得者 II	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%		93,000 円	510 円
現役並み所得者 I	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%		44,400 円	510 円
区分 II	8,000 円	24,600 円	24,600 円	入院日数が 90 日以下 240 円 90 日超 190 円
区分 I	8,000 円	15,000 円	15,000 円	110 円

5 国民健康保険（特定疾病療養受療証）

【水色】

国民健康保険特定疾病療養受療証			
交付年月日			
認定疾病名			
記号	広58	番号	
被保険者	氏名		
	生年月日	見 本	
発効期日			
有効期限			
自己負担限度額			
保険者番号並びに保険者の名称及び印	340588 広島県東広島市西条栄町8番29号 東広島市 TEL (082) 420-0933 公印		

特定疾病療養受療証は加入している保険者から交付されます。

認定を受けた特定疾病の名称が表記されます。

1 医療機関における 1 か月の本人の支払い限度額が表記されます。

●交付対象者

国民健康保険の資格を持っている人で、次の疾病による療養を受けている人。

- ① 人工透析を実施している慢性腎不全
- ② 先天性血液凝固第Ⅷ因子（血友病）
- ③ 後天性免疫不全症候群（HIV）

指定難病は広島県（西部東保健所）082-422-6911 が窓口になります。

●本人の負担

医療機関での支払い限度額は、1 医療機関につき 1 か月 1 万円。

※ 70 歳未満の慢性腎不全による認定者のうち、上位所得世帯に属する者は 1 か月 2 万円。

特定疾病以外の診療に係る費用は、通常の自己負担となります。

上位所得世帯・・・基礎控除（43 万円）後の国保被保険者全員の年間所得の合計が 600 万円を超える世帯（擬制世帯主は除く）

後期高齢者医療制度のトピックス

被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証が廃止されます

★令和6年12月2日に、被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証が廃止となりました。

★後期高齢者医療制度については、制度変更に係る暫定的な運用として、令和8年7月31日まで被保険者全員に「資格確認書」を交付します。

● 資格確認書とは

「マイナンバーカードを持っていない」または「マイナンバーカードを持っているが保険証利用登録を行っていない」などマイナ保険証を使用できない被保険者に、交付されます。

サイズ等は従来の被保険者証と同じです。
「被保険者証」の部分が「資格確認書」と記載されます。

有効期限は従来の被保険者証と同様の取扱
です。
詳細はP 3をご覧ください。

		後期高齢者医療資格確認書	
		有効期限 令和 8 年 7 月 3 1 日	
		交付年月日 令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日	
被保険者番号		●●●●●●●●	
被 保 険 者	住 所	○●市○●町○●丁目○●番○●号	
	氏 名	広城 太郎	男
	生年月日	昭和●● 年 ●● 月 ●● 日	
資格取得年月日		令和●● 年 ●● 月 ●● 日	
負担割合		●割	
有効期日		令和●● 年 ●● 月 ●● 日	
任 意 記 載 事 項	適用区分	●●	
	発効期日	令和●● 年 ●● 月 ●● 日	
	長期入院 該当日	令和●● 年 ●● 月 ●● 日	
	特定疾病 区分		
有効期日			
保険者番号 並びに保険 者の名称 及び印		3 9 3 4 X X X X	印
広島県後期高齢者医療広域連合			

● 資格情報のお知らせとは

マイナ保険証を持っている被保険者に交付されます。

原則、マイナ保険証を使用して受診いただきますが、マイナ保険証の読み取りができない場合などにマイナ保険証とあわせて提示します。

※令和8年7月31日までは発行しません。

医療機関の窓口では右下部を切り取って提示します。

739-0601
広島県東広島市西条永町8番2号
東広島市役所内

(お問い合わせ先)

東広島 健康・福祉部 福祉課 高齢年金課 西条区
東広島市役所永町8番2号
TEL 082-420-7902

〒739-0601 広島県東広島市西条永町8番2号

資格情報のお知らせ

有効期限 令和8年7月31日
交付年月 令和8年7月31日

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受給できません。

番号	広 5 8	番号	12345678 (姓番) 01
氏名	東広島 太郎		
フリガナ	タロウ ヒロシマ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	2割		
発給期日	令和〇年〇月〇日		
有効期限年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和7年8月1日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発給期日を記載。(下記の切り取り欄も同様)
スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルから「健康保険・国民健康保険」はこちら —

見 本

マイナポータルからの切り取り可能な範囲については、スマートフォンでの資格情報画面
をマイナポータルとともに印刷・撮影等を行うことで必ずこのように表示いたします。
※ マイナポータルを利用できない方は、この文書をマイナポータルまたは国民健康保険の受付で
ご受取りいただけます。]

印刷・撮影等を行う場合は、必ずこのように表示します。
印刷・撮影等を行う場合は必ずこのように表示します。

資格情報のお知らせ
令和 令和12月 6日 発行
交付者: 東広島市
保険番号: 140000
有効期限: 令和8年7月31日
番号: 12345678 (姓番) 01
姓: 東広島 太郎
負担割合: 2割 発給期日: 令和7年8月1日

受給の際にはマイナポータルがあわせて必要です

※オンライン資格確認については、P 4を参照してください。

- 令和4年10月1日から、医療費の窓口負担割合が「1割」、「2割」、「3割」の3区分になりました。

令和4年10月1日以降

非課税世帯	一般課税世帯	現役並み所得者
1割	2割※	3割

↑

令和4年9月30日まで

非課税世帯	一般課税世帯	現役並み所得者
1割		3割

※2割になる条件

同じ世帯内に課税所得28万円以上145万円未満の被保険者がおり、

- ① 世帯内に被保険者が1人の場合、年金収入＋その他合計所得が200万円以上
- ② 世帯内に被保険者が2人以上の場合、年金収入＋その他合計所得が320万円以上

- 限度額の区分も「一般」が「一般Ⅰ」と「一般Ⅱ」に分かれ、現在の6区分から7区分に増えました。**
2割負担の方の区分は「一般Ⅱ」です。

低所得Ⅰ、Ⅱ	一般Ⅰ	一般Ⅱ	現役並みⅠ～Ⅲ
1割負担		2割負担	3割負担
現行通り	現行の「一般」と同じ	・入院：現行の「一般」と同じ ・外来：18,000円 または 6,000円＋（医療費－30,000） ×10% のいずれか低い方を適用※ （ただし、医療費が30,000円未満の場合は30,000円とみなします。）	現行通り

※外来の1か月あたりの負担増額を3,000円までに抑えるための経過措置です。
 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの期間に限ります。

6 後期高齢者医療制度

●加入対象者

- ・ 75歳以上の人（75歳の誕生日から対象となります。）
- ・ 65歳以上75歳未満で一定程度の障害がある人
（広域連合の認定を受けた日から対象となります。）

①後期高齢者医療資格確認書 【橙色】

後期高齢者医療制度の資格取得日が表記されます。

証に記載されている内容が効力を発した日が表記されます。

負担割合が表記されます。

東広島市の保険者番号は39342126です。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 8 年 7 月 3 1 日 交付年月日 令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	
被保険者番号	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
住所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
資格取得年月日	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
負担割合	〇割
発効期日	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
任意記載事項	適用区分発効期日 令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 長期入院該当日 令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 特定疾病区分発効期日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 3 4 X X X X 広島県後期高齢者医療広域連合

●医療費負担

原則、1割負担となりますが、同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる場合2割負担の可能性があり。また、現役並み所得者は3割負担になります。

※現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる人です。

※ただし、次の人は1割または2割負担になります。

- ・ 単身世帯（同一世帯内に後期高齢者医療制度の被保険者が1人の世帯）で総収入が383万円未満
- ・ 複数世帯（同一世帯内に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上の世帯）で総収入が520万円未満

②資格確認書の任意記載事項

申請をされた場合、資格確認書の「任意記載事項」欄に情報を記載します。
（現役並み所得Ⅲ、一般Ⅱ、一般Ⅰについては申請不要です。）

記載される情報は、「限度額適用区分」「長期入院該当年月日」です。

また、後述の特定疾病療養受療証に関する情報も、申請をすることで資格確認書の任意記載事項欄に記載することができます。

任意記載事項	適用区分発効期日	区Ⅱ 令和 7 年 8 月 1 日
	長期入院該当日	令和 7 年 8 月 1 日
	特定疾病区分発効期日	

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 8 年 7 月 3 1 日 交付年月日 令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	
被保険者番号	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
住所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
資格取得年月日	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
負担割合	〇割
発効期日	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
任意記載事項	適用区分発効期日 令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 長期入院該当日 令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 特定疾病区分発効期日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 3 4 X X X X 広島県後期高齢者医療広域連合

☆負担区分

一部負担割合	適用区分	自己負担限度額（月額）		過去 12 か月で 4 回目以降の自己負担限度額（多数回該当）	入院時食事代（1 食あたり）
		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）		
3 割	現役並み所得者Ⅲ	252,600 円＋ （医療費－842,000 円）×1%		140,100 円	510 円
	現役並み所得者Ⅱ	167,400 円＋ （医療費－558,000 円）×1%		93,000 円	
	現役並み所得者Ⅰ	80,100 円＋ （医療費－267,000 円）×1%		44,400 円	
2 割	一般Ⅱ	18,000 円または （6,000 円＋（医療費－30,000 円） ×10%）の低い方※	57,600 円	44,400 円	入院日数 90 日以下 ：240 円 90 日超 ：190 円
1 割	一般Ⅰ	18,000 円※ ¹	57,600 円	44,400 円	
	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円	24,600 円	
	区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円	15,000 円	110 円

※年間（8 月～翌年 7 月）上限 144,000 円

任意記載事項の記載がないとき、3 割の場合は現役並み所得者Ⅲ、1 割の場合は一般Ⅰを適用します。

③後期高齢者医療特定疾病療養受療証 【薄茶色】

後期高齢者医療特定疾病療養受療証	
交付年月日	
認定疾病名	
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
発効期日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39342126 広島県後期高齢者医療広域連合 公印

●交付対象者

後期高齢者医療制度加入者で、特定の疾病による療養を受けている人。特定疾病は次の 3 種類です。

1. 人工透析を実施している慢性腎不全
2. 先天性血液凝固第Ⅷ因子（血友病）
3. 後天性免疫不全症候群（HIV）

※指定難病（特定疾患）は広島県（西部東保健所）が窓口になります。

●本人の負担

特定疾病に係る医療費の 1 か月あたりの上限額が、1 医療機関につき 1 万円となります。

●有効期限

有効期限はありません。

7 こども医療費受給者証

【藤色】

こども医療費受給者証		
公費負担者番号	90340589	
公費負担医療の受給者番号		
こども	氏名	
	生年月日	
	住所	見 本
保護者氏名		
一部負担金 (自己負担) 限 度 額	通院	500円/日(月4日まで)
	入院	500円/日(月14日まで)
有効期間		
発行機関名 及 び 印	東 広 島 市 印	
交付年月日		

<対象者>

東広島市内に住む18歳到達の年度末までのこども

<一部負担金>

500円/日

- ・1医療機関につき、入院14日/月、通院4日/月まで
- ・保険薬局で支給される薬剤については一部負担金なし

<受給者番号の頭数字(原則)>

0歳児:「8」1歳児:「4」2歳児:「5」3歳児:「6」
4歳児:「7」5歳児:「9」6歳児:「3」就学児:「1」

※ 上記以外の番号が附番されることがあります。

※ 東広島市のこども医療では、受給者番号が「0」や「2」で始まることはありません。

<有効期間>

○未就学児: こどもの誕生月の末日まで(※)
(1日生まれは前月の末日まで)

○就学児: 18歳到達の年度末まで

(※未就学の6歳児について)

- ・有効期間は6歳児到達の年度末までです。
- ・4月1日以降は、【新しい番号】での受給者証に更新となります。

8 ひとり親家庭等医療費受給者証

【オレンジ色】

ひとり親家庭等医療費受給者証		
公費負担者番号	9 2 3 4 0 5 8 7	
公費負担医療の受給者番号		
受給者	氏名	
	生年月日	
	住所	見 本
一部負担金 (自己負担) 限 度 額	通院	500円/日(月4日まで)
	入院	500円/日(月14日まで)
有効期間		
発行機関名 及 び 印	東 広 島 市 公印	
交付年月日		

<対象者>

18歳到達の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭の父または母及びその児童等(※所得制限あり)

<一部負担金>

500円/日

- ・1医療機関につき、入院14日/月、通院4日/月まで
- ・保険薬局で支給する薬剤については一部負担金なし

<受給者番号の頭数字>

- ・受給者番号は全て「2」で始まります。
- ・末尾の数字2桁が親と子で異なります。

<有効期間>

毎年8月に更新するため、有効期間は翌年の7月31日までです。(18歳到達者については、3月31日まで。)

※ こども医療及びひとり親家庭等医療は、市町によって内容が異なる場合があります。

※ こども医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証に関するお問い合わせは

こども家庭課 子育て総務係
TEL: 082-420-0941

9 重度障害者医療費受給者証 【ライトグリーン】

重度障害者医療費受給者証	
公費負担者番号	9 1 3 4 0 5 8 8
公費負担医療の受給者番号	見 本
受 住 所	見 本
給 氏 名	見 本
生 年 月 日	
有 効 期 間	見 本
一部負担金 (自己負担) 限 度 額	通 院 200円/日(月4日まで) 入 院 200円/日(月14日まで)
発行機関名 及 び 印	東 広 島 市 公印
交 付 年 月 日	

<対象者及び一部負担金>

身体障害者手帳1級～3級：200円/日

療育手帳 ㉠、A、㉡：200円/日

※ 所得制限あり

- ・1月あたり1医療機関で入院14日・通院4日まで
- ・保険薬局で支給される薬剤と治療用装具費については一部負担金なし

<受給者番号の頭数字>

【身体手帳1級～3級、療育手帳㉠、Aの方】

65歳未満：「2」

65歳以上：「4」 ※後期高齢者医療制度への加入が必要

【療育手帳㉡の方】

75歳未満：「2」

75歳以上：「4」

<有効期間>

毎年8月に更新するため、有効期間は翌年の7月31日までです。

(年度途中で65歳の誕生日を迎える方はその前日までです。)

10 重度障害者医療費受給者証 (精神) 【白色】

重度障害者医療費受給者証(精神)	
公費負担者番号	9 1 3 4 0 5 8 8
公費負担医療の受給者番号	見 本
受 住 所	見 本
給 氏 名	見 本
生 年 月 日	
有 効 期 間	見 本
一部負担金 (自己負担) 限 度 額	通院のみ 200円/日(月4日まで)
発行機関名 及 び 印	東 広 島 市 公印
交 付 年 月 日	

<対象者及び一部負担金>

精神障害者保健福祉手帳1級

かつ自立支援医療(精神通院)受給者：200円/日

※ 所得制限あり

- ・1月あたり1医療機関で通院4日まで
- ・保険薬局で支給される薬剤と治療用装具費については一部負担金なし

<受給者番号の頭数字>

65歳未満：「502」

65歳以上：「504」 ※後期高齢者医療制度への加入が必要

<有効期間>

毎年8月に更新するため、有効期間は翌年の7月31日までです。

※重度障害者医療費受給者証・重度障害者医療費受給者証(精神)に関するお問い合わせは、

障がい福祉課

TEL：082-420-0180